

平成27年第3回定例会議事日程（第4号）

平成27年9月25日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第35号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第36号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第37号 平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第38号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第39号 平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第40号 平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第41号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第42号 平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議案第43号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第44号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第45号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第46号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第48号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第49号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 発議第4号 吉富町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第18 発議第5号 暴力団排除に関する決議について
- 日程第19 議会報告会の実施について
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 吉富小学校芝生化調査特別委員会中間報告
- 日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

平成27年第3回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成27年9月25日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月25日 10時00分

応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会 計 管 理 者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健 康 福 祉 課 長	上西 裕
企 画 財 政 課 長	奥田 健一	産 業 建 設 課 長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上 下 水 道 課 長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、横川議員、花畑議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

議案第35号から第48号までの13案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。総務文教常任委員会審査報告。

議案第35号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管事項、議案第40号平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第43号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について所管事項。

去る9月9日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第35号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。質疑、意見等は特になく、採決では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、個人番号カードに写真を使うということだが、どういう写真を持っていくのですか。カードはどこかに委託してつくってもらおうということですか。

等の質疑がなされ、意見では、メディアでしか知りませんが、例えばそのカードを普段持ち歩くというのはいかかなものかと。それを持つと特典があるか言われていますが、まだ決まってないということも聞いています。ぜひとも町民にわかりやすい説明会をもってもらいたいということで賛成いたします。

等の意見があり、採決では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。所管事項

について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、議会費の件で、議会から議会の権能を上げるために、議会事務局の人員整備のお願いをしていたと思いますが、今までの協議はどのようになっていますか。事務局長が1人であれば全然外に出られない。外を見るということは大変勉強になると思います。事務局長の資質のアップとか、議会の活性化アップに対しても我々は要望していきたいと思いますが、要望に対して誠意をもって応えてほしいと思います。どうしてもできないのであれば、我々も我慢しなくてはいけない。全然その話し合いもなされないということはいかなるものかなと思うが。築城基地協賛会負担金が支出されていますが、全国のほかの基地で協賛会があるところがどこかあるでしょうか。子ども会育成連絡協議会助成金に関して、本町の子ども会活動の中で特筆すべき活動があったでしょうか。

等々の質疑がなされ、意見では、子ども会の活動の件で、四十数年子ども会の廃品回収活動で独自の活動をしてまいりましたが、一子ども会の活動として残っていた幸子古地区子ども会の活動が、2月の天候の関係で8月に順延となり、それをもちまして、いよいよ終えんを迎えました。この件については、子ども会の育成の面でも再三、私は一般質問、議会等で発言してきましたが、これは、ごみの分別回収が終了とともにそういう補助金等が打ち切られたということで、各子ども会の活動が終わったと聞いています。ただ、先ほど担当課の方から、加入率が35%から38.何パーセントに変わったと。このことは、ごみ回収活動にとどまらず、担当課の多大なる日ごろからの支援に基づき、子ども会活動が若干なりとカーブを描いているのではないかということ期待しながら賛成意見といたします。

等の意見がなされ、採決では、原案のとおり認定すべきもの決定いたしました。

議案第40号平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、奨学貸付金に不用額が509万3,000円あるが、何名分に相当するのですか。貸し付けを45名と想定していたのが、実際に貸し付けができたのは何名ですか。毎年貴重なお金を予算化して、不用額がかなりの金額出ていますし、想定どおりできなかった問題点がどこにあったのか、検証はしていますか。奨学金事業の存続という面について、何が大切とお考えですか。就職したらすぐ返さなきゃなんということで、非常に厳しいと。そういうのを少し緩やかにするとか、できるだけ多くの希望者に使えるように何かできないですか。

等の質疑がなされ、意見では、今の教育長、それから教務課長のお話の中で、奨学金というこの浄財を広く要望、希望する学生さんに利用できるように、何とか条例を考えてやっていけそうなお話でしたので、そういう意味で賛成いたします。

等の意見がなされ、採決では、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第43号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、社会資本整備総合交付金の中で、町営住宅分171万2,000円とあります。これは、どういうふうに歳出で使うのですか。社会資本整備総合交付金の狹隘道路整備分200万円とありますが、これについての歳出、どこに使うのですか。これは、吉富町狭あい道路拡幅整備促進計画という、これにのっかって国、県からの補助金と思いますが、それで間違いはないんですか。この狹隘道路、大市屋敷線については、狹隘道路の終点はどこですか。道路拡幅整備促進計画という狹隘道路ですから、起点から終点までの最終計画があつて、そのうちの今回の補正では、この50メートル分ですよというような理解でよいのですか。そこは防災道路という認識だったが、その先に防災の車両が通らんじゃないかと、そういう議論もあり、とりあえず防災道路として整備したいんだという話だったが、それがどうして狭あい道路拡幅促進計画の中に入ったんでしょうか。公営事業建設事業債は、どういうところに使うのですか。今、移転補償費30万円と言われたが、何か基準になる国か県の、何かそれによってということだったと思うんですが、その30万円の対象の人数と金額をお聞きします。それ以上多くなった場合はどうなのかとか、移転の対象の方が申請でこういうお金がかかったので領収書でお願いしますということになるのでしょうか。国勢調査指導員報酬は、現在、調査の用紙を配付の調査員が回っていると思いますが、これはそれに関する補正ですか。

等々の質疑がなされ、意見では、町営団地解体に関する補正予算ですが、180万円の国の起債ですね。全体の解体予算がよく理解できておりません。もう少し議論を加えたいと思いますので、これについて賛成というわけにはいきません。

等の反対意見がなされ、採決では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。ただいまより福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

議案第37号平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について所管事項、議案第38号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第39号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第41号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第42号平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第43号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について所管事項、議案第44号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第45号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会

計補正予算（第1号）について、議案第46号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第48号町道路線の認定について。

去る9月9日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第37号平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑等は特になく、意見では、山王団地については、当初から私たちは内容について、もう少し十分な説明と国、県の基準に沿った基準額で建設してほしいということで再三言っていますので、その解体工事、もしくは建設工事が予算に含まれていますので、この決算については異議があります。

等の反対意見がなされ、採決では、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第38号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、諸収入の一般被保険者延滞金の人数と推移を教えてください。第三者行為求償委託料は、どういうものが入っているのか、件数と委託先も説明を求めます。出産育児一時金、どれぐらいの件数があつたのか。第1子から金額は変わらないのですか。町単独の上乗せ助成の検討の余地、予定、計画はないのですか。葬祭費の内容と件数を教えてください。特定健診診査委託料の件数を教えてください。43%ということは半数以下しか受けていないことになるが、受けていない人たちへの啓蒙活動はしていますか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第39号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、吉富町の後期高齢者の推移を教えてください。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第41号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、下水道の整備率を教えてください。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第42号平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

す。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第43号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、介護予防・日常生活支援総合事業費の中の買い物支援事業費補助金の減額の説明では、ことはできないということだが、来年度はできるということですか。広報等、買い物支援事業を待っている人に延期の公表、告知はしないのですか。それにかわる事業が、いつから始めるのか、どんな形になるのかもわからないということですか。町道の新設改良工事費の大市屋敷線の総工費は、どれくらいになっていますか。用地買収費の中に、不動産鑑定を入れた用地買収がありますか。県景観整備事業負担金というのは、どういう事業ですか。公園整備工事費は、どういう内訳ですか。全国でも公園の遊具が危険視されるものがふえてきているが、町としては遊具は必要なので、危険でないものは付けていくのか。撤去のほうが、今から多くなるのですか。別府団地解体工事実施設計業務委託料の財源の内訳を説明してください。移転補償費については、補助金が入ってくるのですか。文化財に関しての補助金は出ないのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、別府団地解体工事実施設計委託料が含まれているが、これについては議会からの求めた内容、さらに住民が要望する内容と大きく逸脱した内容と私は思っています。さらに、大市屋敷線についても、1億円を超えるような工事になっているという予算が含まれていますので、こちらについては、私は賛同することができないということで意見を述べます。

等の反対意見がなされ、採決では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第48号町道路線の認定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会の報告を終わりますが、一部訂正をお願いいたします。「びよ

う」団地を「べっふ」団地と言い間違えましたので、訂正のほうをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第3 議案第35号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第35号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 反対討論を行います。

大人から子供まで、全ての国民に個人番号をつけて利用するマイナンバー制度の施行に伴うものと理解しております。

マイナンバーは、税金、保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用など、全国民の情報をデータベース化して、国が一元的に管理、利用するものです。国民にとって利便性はほんのわずか。公的費用は大きく、民間事業者の負担を含めると、1兆円とも言われています。デメリットの大きさについてはマスコミも取り上げていますが、プライバシーの侵害、情報漏れ、成り済ましなどの不正利用などなど、大変危惧されております。

また、G7で日本のようなマイナンバー制度を導入している国はないなど、世界の流れに逆行する制度です。住民にとって不利益と判断し、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第35号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第36号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第36号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの議案第35号と同じ理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これは、質疑の中で、紛失したときの手数料発行代とお聞きしております。紛失にならないような十分な啓蒙活動を住民にさせていただきながら、これを実行してほしいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第36号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第37号 平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第37号平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議員席2番、山本。議案第37号平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算は、山王団地建設から別府団地建設の関係費が含まれている。計画段階から議会は具体的な説明を幾度も求めてきたが、具体的な内容は行われず、議会の附帯決議をも尊重もされなかった。

建設工事にかかわる費用も、1戸当たり3,000万円弱と高額であり、町営住宅の趣旨から大きく逸脱している内容かと思われる。住宅住民の要望を十分酌み取った内容なのかも不明瞭である。よって、私は承服できない。

また、ことしも決算繰越金を2億円近くを残し、住宅政策など多額な費用がかかることを行うのであれば、財政計画から見直し、町の将来を見据えて、目的基金として計画的に予算措置すべきではなかったのか。

これらが疑問として拭えず、当決算を承服することには賛成できず、決算認定に反対いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。平成26年度の一般会計歳入歳出決算について、賛成意見を述べます。

この決算案について、私は認定賛成したとおり、何の不正もなく、粛々と執行されておるといふふうに認定し、また解体工事等においても、さきの台風15号で古い住宅等は被害をこうむったようですが、そのことについて予算でも賛成したけれども、決算についても粛々とされているということで、この件について賛成意見といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石であります。反対討論を行います。

同僚議員の反対意見に全く沿うものであります。

さらに、私から言わせていただきますと、住宅政策と定住政策に絡めさせるような住宅政策であってほしいと私は考えております。現在の住宅政策は、単なる建てかえだけで、定住政策に何ら関係ないと担当課長もおっしゃっておりました。そういう観点から、これには反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 反対討論を行います。

まず1点目は、自衛隊関連予算の執行です。もともと憲法違反であるとして、国民を二分する

意見のある自衛隊は、近年、日米ガイドラインのもとで危険性を大きくしてきました。先日、安保法制を推進する勢力は、憲法違反として反対する人々のかつてない広がりの中で、クーデターのやり方で、この法案を成立させました。

個々の隊員は、現憲法遵守を宣誓して入隊しています。ところが、法の成立によって、米軍とともに他国への侵略すら認める史的転換を遂げ、隊員の国民に役立ちたいという初心とは無関係のアメリカのための戦争に、戦場で殺し、殺されることになるような、そうした自衛隊への関連予算の執行、認められません。

また、築城基地協賛会に関していえば、まず、このような形態、つまり基地周辺の自治体が入り込んで構成する組織は、ほかに例がないと聞いております。

では、この協賛会はどのようなことをしているのか。平成26年度決算を見てみますと、航空祭、追悼式、サマーフェスティバル、つばさ少年剣道大会、つばさふれあいコンサートなどへ協賛費が支出されております。

自衛隊という国の施設が行う事業、つまり国の事業に地方自治体の実質的な助成をするというのは、法に違反しているとは言えないまでも、大変不適切な支出です。この支出につながる負担金の執行を認めるわけにはいきません。

2番目は、山王住宅関連予算の執行です。

老朽化した住宅改築には大賛成です。しかし、それは公営住宅の目的に即したものであるとともに、一般住民の支持を受ける内容でなければなりません。真摯な検証を求めるものです。

次は、学力テストの問題です。

1回のテストで子供たちの学力を判定するという、科学的にも説得力のない評価を行うのが学力テストです。全国的に結果公表の動きが強まっているという印象を受けます。現場の教師と子供たちを追い詰め、真の学力の向上にはつながらないと考えます。

4番目は、入札における最低制限価格の問題です。

この最低制限価格は、中小業者の営業と労働者の生活の保障につながるものです。最低制限価格の設定を求めます。

以上4点の理由で、本決算の認定に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに賛成討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議席番号3番、太田です。山王団地に関しては、執行部より事前説明も何ら問題ないというふうに思い、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 賛成起立多数であります。よって、議案第37号平成26年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第6. 議案第38号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第38号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 担税能力を超える国保税の高さの第一の原因は、1980年代後半以降、国の補助が削減されたことにあります。町がジェネリックの普及、現場における日常的な保健指導など、普段から努力されていることは十分承知しております。国の方針に反対し、町の一層の努力を求めて反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定するものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第38号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第7. 議案第39号 平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第39号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 75歳という年齢で区別し、差別と負担増を押しつける本制度そのものに反対の立場から反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定するものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第39号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第8. 議案第40号 平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第40号平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石です。委員会の中でも質問をさせていただきましたが、不用額は大変多いと。要望のある学生さんたちの使いづらいところが多々あるのではないかという議論だったと思います。それに対し、執行部は善処する、できるような話をさせていただいております。ぜひとも条例を改正なり、使いやすいような方向で議論を重ねていただきたいと、結実していただきたいと、希望を持って賛成をいたしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

奨学金制度であるが、給付型奨学金や高校、専門学校、大学を卒業と同時に支払い義務が生じて、若者への負担に対する助成や免除など、吉富町独自の施策などの創立を検討されつつ、制度維持を行っていただきたいと期待を込めまして賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。この決算に対する委員長報告は認定するものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号平成26年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第9 議案第41号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第41号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第10. 議案第42号 平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第42号平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 生命の維持に必要な水に消費税をかけています。よって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。御異議がございますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定するものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第42号平成26年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

日程第11. 議案第43号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第43号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議員席2番、山本。

修正動議を提出いたしたいと思います。書面にて事務局に提出しておりますので、御観察をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ただいま山本議員外1名から、議案第43号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議が提出されました。この動議は2人以上の発議者がありますので、成立しました。

事務局に議案の配付をいたさせます。

本案に対しては、山本議員外1名から、お手元に配付されました修正の動議が提出されました。これを本案とあわせて議題といたしたいと思います。

提出者に修正案の説明を求めます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第43号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議の提出理由を述べます。

今回の補正予算について、次の理由から修正を行うものとする。

8款土木費5項住宅費2目住宅建設費13節委託料251万8,000円、別府団地解体工事実施設計業務委託料は、現在の別府団地建てかえのための解体費用である。

しかしながら、山王団地建設からもわかるように、議会から何度も町の住宅計画について尋ねてきたが、議論の場は残念ながら現在まで行われず、また当団地建設に関しては、住民要望である平屋などの低層住宅でコミュニティーを維持したいとの意見の反映も見られない。説明での北側部分の用地を含めないことも理解できず、総工費概算10億円も1戸当たり3,000万円弱と豪華過ぎであり、本来の町営住宅設置の趣旨から逸脱している。

建設を進める前に、再度、住民要望である低層住宅への転換を行うべきであり、住宅移転、転居が必要な住民に対し、職員たちの努力は認めるが、さらなる説明と対処を行い、議会へも事前協議など十分に実施した後に本予算を再度計上すべきと、当予算について削除修正するものであ

る。

以上が、本議案を修正する説明であります。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員の説明が終わりました。

これから、まず修正案に対して質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、委員長報告に対する御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。まず、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 原案に賛成で、修正案に反対します。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 続いて、原案及び修正案に反対の討論はありませんか。両方とも反対という人。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） ないですね。再度、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 続いて、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 本予算案には問題はあるものの、子育て支援を促進する県内近隣自治体に先駆けた施策が入っており、この点については評価すべきものと考えます。

しかしながら、同時に別府団地の建てかえ関連予算も入っております。別府団地は老朽化が激しく、建てかえは当然です。建てかえにはさまざまな角度からの検討が必要です。何でもよいというわけにはいきませんし、まちづくりの長期的計画の中で、そして何よりも現居住者の思いを十分に尊重することが大切だと思います。

別府団地は1つのコミュニティーを形成しています。洗濯物を干したり、郵便物をとりに外に出たり、玄関前の草花の世話をしたりする、日常が生み出した人間関係によるものです。それには、平屋で、少しではあっても、地面のある家屋の形が大きく影響しています。

御承知のように、別府団地には、ひとり暮らしの高齢の女性が多く住んでおられます。現在示されている5階建てに35戸、集会所もないような形状が建てかえ直後も、それ以降も、高齢社会にとってよいのか、大きな疑問を感じざるを得ません。平屋がいい、そんな声は初めて説明会がなされた時期から聞いておりました。地域の自然環境、財政、住民の願いなど真摯に考慮し、

計画の再考を求め、修正案への賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 再度、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。原案に賛成し、修正案に反対の立場で意見を申し上げます。

さきの台風15号で見られるように、緊急を要する出費、災害復旧、緊急を要さない、間をおいてしなければいけないというな被害にも遭っております。そういう立場から、私は決して豪華とも思わないし、またその公がつくるものが住宅の底上げになればまたいいんじゃないかという、その2つの点で原案に賛成し、修正案に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 続いて、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 基準に沿った住宅建てかえをやっていただきたいと。修正案の趣旨の中に読み込まれたように、1戸当たり3,000万円、これが正しいかどうか議論もないまま、この山王住宅から別府団地、それから次から次へと、高浜住宅まで建てかえが進まれていきます。

一度ここで立ちどまって、再度検証した上で、住宅政策を見直していただきたい。そのためにも、この解体費は修正すべきものと考えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 再度、原案賛成、修正案反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 続いて、修正案賛成、原案反対の討論ありませんか。花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 今、同僚、是石議員がおっしゃったとおりだと思います。吉富町の身の丈に合った、何というんですかね、基準額を超える建物というのは、これはぜいたくなのかなど。ただいま東京で行われております新国立競技場、この趣旨と全く同じじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これより、まず修正案を採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立4名で少数です。よって、議案第43号の修正案は否決されました。

それでは、原案について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第44号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第44号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第45号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議案第45号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第46号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、議案第46号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第48号 町道路線の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議案第48号町道路線の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。町道路線の認定について、賛成討論を行います。

当町道の認定であるが、近隣住民の利便性向上と聞くが、近くには特別養護老人施設など、高齢者や交通弱者であろう方が多くいると思われる。今後は、町の責任において十分な交通安全対策を行いつつ、道路維持を行うことと信じて賛成討論といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第49号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 次に、本日追加提案がございました日程第16、議案第49号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第49号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、予算案件1件について追加提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第49号は、平成27年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に435万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億3,534万5,000円とするものであります。本年8月25日に、強い勢力を維持したまま北部九州を縦断した台風15号の被害による公共施設等の復旧費等を補正するものであります。

歳入では、18款繰越金1項繰越金で435万3,000円、歳出では、2款総務費1項総務

管理費で15万7,000円、8款土木費5項住宅費で185万円、14款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費で226万円、同じく14款2項その他公共施設災害復旧費で8万6,000円となっております。

以上、慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、事項別明細書総括、歳入4ページ、同じく総括、歳出5ページ。

次に、歳入6ページ、歳出7ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、災害復旧費として、8款土木費が上がっております。この内容、内訳について詳細な説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 上から説明いたします。

別府団地北側の西になります、一番端でございます、9、10号、1棟、93.2平米でございます。この解体工事が150万円。次に、高浜団地18号、現在は空き家であります、増築部分12平米の解体工事が25万円。次に、間尾団地、スチール製の物置5カ所ございまして、その撤去工事として10万円計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、詳細な説明をいただきました。これについては補助とか、何かそういう国庫負担、国、県の補助は入らないんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

補助金等はありません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明がありました高浜、間尾につきましては、これは公共施設なんですか、その撤去する物に関しては。そこはどうなんですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 町の持ち物でございますので、公共施設と存じ上げます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ住宅管理費の高浜団地の増築部分解体工事なんですけど、増築部分っていうのは、そこに住んでらした方が増築されたものではないかと思うんですけども、もしかそうならば、出るときに、何ていうんですか、もとに戻すというのがあったんじゃないかと思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

岸本議員の言うとおりでございますが、住宅の場合、狭い環境でございますので、以前は増築した部分はそのまま残して、次の方に使ってもらうちいうような、そういう何か約束事ができとったらしいんですよ。詳細については、もう過去のことで、私は存じ上げません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、今、課長の説明で、公共のものってことになってるんですけど、住民が増築した部分については、吉富町のものになるんですかね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

町の住宅に付随したものであるということで、町が責任をもって管理すると私は思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今の質問でよくわからないんです。そうすると、条例か何かで、この付随した部分は町のものになるというような規約か何かあるんですかね。ちょっと、そこお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

そういう規約はございません。過去の何か取り決めといいますか、先ほど言ったとおり、狭い環境の中で、まだ程度のいいものだと思います。そのまま次の方に使ってもらおうということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それから、この住宅費、8款土木費5項住宅費ですが、これは本来であれば、火急、緊急性がある14款災害復旧費に当たるんだと思うんですが、これがなぜ災

害復旧費でないのかについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長、まず。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

予算の組み立てに関することですので、企画財政課のほうでお答えさせていただきたいと思います。

この8款の住宅費、住宅管理費がここで組まれたものは、これにつきましては、解体や撤去ということでございますので、現況に回復するというのではなく、そのまま無のものになりますので、復旧費にはなじまないということで、こういった予算立てをしたものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 上西担当課長は、これは準吉富町公共のものと考えてというよう
な答弁だったと思います。それでよろしいですか。もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 上西健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 公共のものとして認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 公共のもので、復旧するということは考えなかったんでし
ょうか。次の方、そこに入ると。入った方が狭いと今言われましたが、狭いんなら、その建て
増しした分を使っただけで済ませようかと、それよくわかるんです。それが、台風か何かで傷んだ
わけでしょう。だから、それを復旧しなかった理由は何かあるんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

先ほどの写真等でごらんになっていただきましたが、かなりの老朽化で、やはり壊したほうが
費用面、管理上でも得策と思ひまして、取り壊しということにさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私、その写真は見せていただいておりますが、何の話か知りま
せんが、今、課長……。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、さっき写真は全協のところ最後に持ってきて……。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、全協終わった後だったと思います……。

○議長（若山 征洋君） 終わった……。

○議員（7番 是石 利彦君） 別に、それで見てくださいというのは私には言われませんでした。ま

あ、いいんですが。

ただ、今言われたように、現況がひどいと。ならば、当初予算に入れて、そこを解体するとか、現況を復旧するとか、復帰するとか、そういうことで当初予算に組み込むべきだったと思うんですが、今になってこういう補正を組むちいうのは、ちょっとよくわかりません。

先ほど、解体するから解体費だから、復旧ではありませんというような答弁だったと思いますが、そうならば、以前から、あなた管理者でしょ。その当該団地の管理者、あなたですよ。見回りをいつもやっとするはずですよ。そこには、どなたも今、入っておられんのでしょ。

それを、このまま傷んだから、どんどん傷むから、じゃあ解体しましょうと。町の持ち物ですから。あなたがそれを当初予算でやればいいんじゃないですか。今までやらなかったというのは何ですか。危険があったんじゃないんですか。そこにお住まいの方々が、危険があるから解体するちいうことになったんでしょ。何で当初予算に入れんで何んで。今ごろ、そんなふうに入れるんですか。もう一度、明快な答えをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この物件は、8月25日の台風15号により、外壁等が吹き飛ばされておりましたので、今回の補正に計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） あなた、この管理者です。その建物ちいうか、建て増しの部分をこのまま見たら災害になるだろうなど。何かなると危険だなあというふうな予想がつくはずだったと思うんですね。

次の方にも、そのまま住まわして使っていたくちいうのはわからんでもないんですが、実際は非常に傷んでましたので、このままだと毎年台風とか、こういう災害で2次災害が起こる可能性があったわけでしょうから、そういうことは想定できなかつたんですか。管理者として。

（「おい、建てかえるんじゃないか」「おい、回答」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

今回の台風で壁面の部分が破損しておりまして、そっから風がどうも入ったと思います。今回、私が目視して危険だから、予算に計上させてもらった次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、根本的なこと言います。

まず、今回の節、上から順にどこなのか、どういう内容なのかの、ちょっと説明をもう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 2款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金の区振興事業補助金放送施設分15万7,000円。これにつきましては、自治会が独自に設置している有線放送の改修工事に対し、工事費の2分の1を補助するものであります。

さきの台風15号により、幸子上区でスピーカーに、界木区で放送ケーブル及び支柱に被害があったので、各自治会が行う改修工事に対し、補助をするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 次でございます。

8款土木費5項住宅管理費1目住宅管理費15節工事請負費は、別府団地北側の棟、西側の端の9、10号、1棟93.2平米、2戸の解体工事150万円。高浜団地18号、空き家であります増築部分12平米、解体工事25万円。間尾団地スチール製物置5カ所の撤去工事10万円であります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 14款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費3目公園施設災害復旧費15節工事請負費として196万円、これにつきましては、お手元の資料1をご覧ください。

吉富漁港へ行く道路の東西に町有地として松林、その他雑木林がございます。さきの台風15号で、ひび割れ、枝折れ、それから根元からの倒壊等が発生をしております。森林組合等に危険度を判定した結果、伐採、撤去が最適だろうということで、今回補正計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 14款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費4目住宅災害復旧費15節工事請負費の30万円は、町営住宅の屋根等、災害復旧費でございまして、高浜、別府団地内4カ所の軒、瓦、壁の工事でございます。いずれも冒頭申し上げたとおり、8月25日の台風15号の被害によるものの復旧でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 14款2項その他の公共施設災害復旧費1目その他の公共施設災害復旧費15節工事請負費で、町掲示板災害復旧工事8万6,000円でございます。

これは、町が設置し、自治会に管理をお願いしております町掲示板が台風15号により被害に遭ったので、町において復旧工事を行うものであります。直江区で1カ所、界木区で1カ所の計2カ所でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの住宅管理費の中の間尾団地の物置撤去工事についてお尋ねします。

今の説明で5カ所っておっしゃいましたよね。おっしゃったと思うんですけども、これ取り除いた後、また設置されると思うんですね。新しいものかと思うんですけども。それはここに上がってないんですけども、それはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

今のところ、物置の設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この中で、これが8月25日という説明を、台風のが8月25日に来たときのことだと説明を受けました。本日が9月の25日だと思います。1カ月間猶予があったということになるかと思うんですが、1カ月間大丈夫であるという保障は誰がとったんでしょうか。もしくは、この1カ月間、急がなくてもよかった理由、何かそういうのがあるんでしょうか。ちょっとそこだけお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 区、まず区振興事業補助金の放送施設の2カ所でございますが、これにつきましては自治会長とも協議をいたしまして、特に補正まで待てるということでございましたので、この補正後、いただいた後に補助したいと思っております。

以上です。（「はい」「いやいや、まだまだ」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） いやいやまだ、説明が全部終わっていない。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

いずれも急に急を要するようなものでございませぬ。現地を確認して、今回の補正予算でも間に合うものと確信しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

海岸の樹木につきましては、森林組合のほうに危険度について判定をしていただきました。今後、台風15号同等の台風が来た際には倒壊等のおそれがありますが、まだまだ自立した、自立はできるということで時間を、こういった補正計上となった次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 町掲示板の災害復旧工事でございます。

これにつきましても、地元自治会長と協議をし、補正まで待っていただいたところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 随分待たせてしまったなあと思います。その間、どういうんですか、お彼岸とか、お墓参り、お墓のお掃除とか、そういうことが行事として、町民の方々にもお墓に行く回数が多いとこだったと思うんですね。

ですから、防風林というんですか、その松の木は、もうとにかく早く処理してあげて、議会もすぐ全協でもこういうことやるんだからと、すぐに直ちに手をつけてもよかったんじゃないかなと思うんですね。今回は非常に丁寧に議会が始まってますので、今までなかったようなことだったと思います。ぜひとも、そういう場合は、議会に全協で上がってきて説明をすればできるんじゃないかなあと思ったんです。

非常に1カ月もお待たせして、緊急性のある、先ほど総務課長から全協で説明ありました。緊急性のあると認められたやつは、予備費で上げて、すぐに対応しましたということありました。お墓のことも、そういうことがあるかなあと思ったんですが、そういうところは考えませんでしたか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

台風15号が通過した後、高浜、それから天仲寺公園、鈴熊公園につきましては、緊急度があるものにつきましては、森林組合、それから職員で伐採をしました。

それから、高浜墓地につきましては、倒壊した樹木につきましては、早急に伐採、除去しましたが、それ以外につきましては、通常の墓参りに支障のなるような樹木については撤去した関係から、残りについては時間をかけて危険度を確認し、今回、伐採、除去するという事になった次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今のるる説明の中で、1点だけちょっと気になったので、ちょっとお聞きしたいんですが、今回、解体工事というものが含まれておるわけですが、これには設計は必要はなかったんでしょうか。ちょっとその点だけ、ちょっと予算に上がってないんで、要らなかったのかな。ちょっと気になるんで、そこだけ教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

従前より、補助金に絡まない解体工事は、直接解体をしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの間尾団地の物置なんですけども、そこに設置しないってことは、あれ、たしか1戸当たり1個置いてある物置だと思うんですけど、それを撤去した後、また新しいものを据えないというのは、どういうことなんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

間尾団地の物置、昭和52年建ちで、38年経過をしております。今度の5戸の分については空き家の部分でございまして、現在使われている方もかなりもう老朽化しておりますので、中にはもう撤去してほしいという話もありますが、まだ使える状態のところは、そのまましておこうと思います。

以上でございます。（「もう一回いいですか、今のところ」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 同じことじゃないね。（「これで3回目で、同じところ3回目」と呼ぶ者あり）岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） となると、老朽化しているので、その物置は使ってないんですかね。例えば、今、空き家だから、それは撤去してそのままだけど、そこに誰かが入ると、また新しくつけられるということですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 物置の再設置については考えておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 8ページ。

以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと再度繰り返します。

今回のこの補正3号の中で、県、国などのいわゆる補助対象に該当するものはありますか。確定しなくてもいいです。結構ですから、該当するような内容があるかを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回の補正予算の財源につきまして、国、県とか起債とか、そういったところの財源が使えないかどうかのことは調べてみたんですが、今回の内容では、残念ながら、そういった財源は望めませんでした。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点お願いします。

まず、今の企画財政課長の望めないというその理由、ちょっと教えてください。

それからもう一つ、物置のことなんですけど、例えば新しくその団地に入る方が、よそには物置があって、ここにはないと。つけてくださいって言われた場合は、どうされるんでしょう。

○議長（若山 征洋君） 岸本さん、1つ目の質問は何やったかね。

○議員（8番 岸本加代子君） 1つ目の質問は……。

○議長（若山 征洋君） 理由ね。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回のこの補正予算の構成なんですけど、先ほども言いましたが、2款の総務管理費の関係の区の振興の区振興事業補助金、こういうのにつきましては、これは町が区に助成金として出すものでございますので、こういったものは災害復旧費としては充てられないというようなことになってます。認められないっていう、該当しないっていうことになってますので、当然もう単費、一般財源でっていうことになります。

それと、あと言いました、8款の土木費の関係につきましても、解体や撤去ということで、現況復帰するわけではございません。これも復旧費には当たらないというようなことが原則ありますので、これも一般財源として用意しなければならないものでございます。

次に、災害復旧費として上がってる分で工事請負費の関係が2つあるわけですが、これは一応災害復旧費ということで、この財源につきましては、この内容であれば、今のところ直接的な財源、国庫補助、起債のというようなところには直接は当たらないわけですが、一応こういう災害復旧費という項目を設けることによりまして、場合によっては、交付税算入の該当になる可能性もありますので、ここでこういった災害復旧費の枠をしっかりと設けたわけでございます。今現在では、これについて何らかの補助金が入るといような予定にはなってございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 物置の件でございます。

現在、課の考えとしては、外部に物置がある団地は間尾団地だけでございまして、随時もう古くなったものから撤去をして、次の方には、そういう、ここには初めから物置はございませんよという説明で入居をしていただいていたと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 前段のほうなんですけど、私が考えたのは、先ほど全協で、災害復旧に当たるものは予備費として使ったものも含めてどれくらいかとお聞きしたら、約750万とおっしゃったんですね。災害復旧債っていうんですかね、起債をすれば交付税措置もあるので、何でそれにしなかったんだろうかなと思ったんですけども、その点どうなんでしょうか。

それから、もう一点、そちらのほうなんですけど、公平性っていうんですかね、そこんところでちょっとひっかかるんですけども、ならば、例えば新しく入る人には、もうそれは必要ないから、必要とされてないだろうから、それは設置しない状態ですと。

そうしますと、今度は、幸子団地がありますよね。幸子団地は、お風呂がありません。浴槽とか風呂釜とかいうのは持ち込みですよ。個人の負担です。でも、普通、今から建てる場所については、そういうことから、じゃあ、その次の人、新しく入る人に対しては、その風呂釜っていうか、浴槽とかの設備はそちらでするっていうことになるんでしょうか。

だから、間尾団地ではもう必要ないから、次のところはもうしないと。しないで納得してもらおうと。今度は、こちらの幸子団地のほうではないけれども、今、大体住宅はつけてますよね。そのことを考えたときには、そこは町のほうで設置して、住居者に使っていただくことになるんでしょうか。その点、2つお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

財源について、起債の対象になるんじゃないかという御質問だったと思うんですが、今回の台風15号の関係、復旧費の総額は750万円程度だということではお答えいたしましたが、その中には約300万円ほど予備費を充当したわけでございます。予備費は緊急を要するというところで執行したものでございますから、それにつきまして、その後に起債とか、そういったことは考えられないものでございます。

そうなりますと、あと今回の3号補正につきましては、約450万円程度なるわけですが、先ほども言いました、初めからもう復旧費には当たらないという分があるわけですから、残りとしましては14款のところですね、のところに、この金額がということになるんですが、なか

なかこの金額、これの事業のみでは起債対象は難しいというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、あなたが同じようなことばかり何回も今、聞いたような感じがするんだけど……。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じようなこと聞いてないじゃないですか。

○議長（若山 征洋君） いや、物置……。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じこと聞いてないですよ、私。

○議長（若山 征洋君） いや、物置で、いろいろ変えよるような気がしたんじゃないけど……。

○議員（8番 岸本加代子君） よく聞いてください、私の質問を。同じこと聞いてないですよ。

○議長（若山 征洋君） 聞いてないですかね。

○議員（8番 岸本加代子君） 聞いてないですよ。課長の答弁に対して、じゃあ、ここはどうなのかちいうことを聞いてますが。

○議長（若山 征洋君） はい。なら……。

○議員（8番 岸本加代子君） 私、聞いてないですよ。ね、課長。

○議長（若山 征洋君） 課長もう一回。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 物置から浴槽の話になりましたが、（「例えば言ったんです」と呼ぶ者あり）浴槽につきましては、団地団地で、その当時からついてない団地もございませぬ。

幸子団地につきましては、将来的には大規模な改修工事も必要かと思っております。そのとき、そういう浴槽、そういう設備のバージョンアップ等を図っていく必要があると思っております。いずれにしても将来的な話になります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 以上、歳入歳出全般について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 緊急を要することで、災害復旧のことは全く異論がないんですけど

れども、今の町営住宅のあり方について、各団地に関する整合性っていうんですかね、浴槽と物置、例えばの話なんですけれども、個々で全く違った方向が示されていることには納得できません。

ですから、これは私は認められない。納得いきません。で、反対します。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 反対いいですか。

○議長（若山 征洋君） はい、反対討論。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第49号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第3号）に対する反対を説明いたします。

今回の補正予算について、次の理由から反対を行うものとする。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費15節工事請負費1,850万円、別府団地解体工事と高浜団地増築部分解体工事に間尾団地物置撤去費用である。本来の補正予算計上の趣旨である緊急性や、今回は特に災害復旧費との性質とは異なると思われる。特に災害復旧関係費とは区別して提出するべきではないでしょうか。町営住宅関連経費は、住宅政策全体を再度検討し、見直しを行うべきと我々は求めております。

以上が反対する理由でございます。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 災害復旧工事のところで30万円上がったこと。それから、工事請負費15節、8款の15節ですけども、工事請負費が上がっています。このことは既に町が今やっている長寿命化建てかえ工事が、対処療法だけでは、もう古い住宅はだめなんだと。

いろいろ意見もあるでしょうけれども、速やかに、私も担当課のほうに、もう大きい災害があったら困るんで、常に危険予知の立場から見回りをしてほしいなという思いはありますが、無理な面が多々あるんじゃないかというふうに考えております。

そういった意味でも、こういうふうに、工事請負費についても賛成でありますし、予算のつけ方はあれでしょうけど、この復旧工事についても賛成し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） では、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。一刻も早く予算措置をして、町民の安心安全を守るためにやっていただきたいと思います。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 前回の台風で、このような被害になったと。今、台風がまた発生しております。いち早くこの危険箇所を撤去するよう望んで、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 質疑の中に私の思いというか、疑問もちゃんと答えていただいたし、担当課は日夜努力してます。私、消防団に入ってたころも、よくわかっておりますし、そういう面では非常にやっています。

最初のこの予算書だけでは、なかなかわからなかった。現場も見たいという御意見もございましたんですが、議運の中でも、担当総務課長からも、そういうお話がありました。

ですので、ぜひ議会の入る前に、議運に間に合ったわけですから、今こういうことが起こりますと、そういうことでまず説明をしていただきたい。もう1カ月も待たしたら、被害をこうむった方々は、1カ月も待たしてしまっただけです。いろんなお話を聞きましたら、できるところは早くやっただとお話を聞きましたんで、担当が努力してるのよくわかりましたんで、賛成をいたします。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第49号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

日程第17. 発議第4号 吉富町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第17、発議第4号吉富町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 発議第4号吉富町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。
以上であります。

○議長（若山 征洋君） 提出者に説明を求めます。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石利彦です。議会会議規則改正の提案理由の説明をいたします。

吉富町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、上記議案を別紙のとおり吉富町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出いたします。

提案理由、本町の会議規則の制定に参考としております標準町村議会会議規則の改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、2枚目の吉富町議会会議規則の一部を改正する規則の改正文。

改正箇所は、3枚目の新旧対照表のとおりであります。

改正の理由としましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものです。

附則としまして、この規則は公布の日から施行する。

以上、議案審議をよろしく願います。

○議長（若山 征洋君） これか質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第4号吉富町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第5号 暴力団排除に関する決議について

○議長（若山 征洋君） 日程第18、発議第5号暴力団排除に関する決議についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 発議第5号暴力団排除に関する決議について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 発議議員に提案理由の説明を求めます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。暴力団排除に関する決議についての説明を行います。

昨年9月以降、北九州地区に本拠を置く指定暴力団の最高幹部らを含む多数の主要幹部らが、組織的殺人事件などで逮捕、起訴された。今回の最高幹部らの逮捕、起訴は、暴力団壊滅に向けた機運を一気に高め、町民の願いである、安全で安心な社会を実現するための確かな一歩となるものである。

しかしながら、福岡県内には、依然として、全国最多となる5つの指定暴力団が存在しており、また全国最大規模を誇る指定暴力団山口組の分裂による下部組織が近隣にも入ってきているとの情報もあり、県境を有する吉富町としては、最大の警戒を強めるところである。そのため、福岡県警察によるさらなる暴力団の取り締まりの推進に加え、県民一丸となった暴力団排除の取り組みが望まれるところである。

よって、吉富町議会は、あらゆる暴力団排除活動を全面的に支援することを、ここに宣言する。以上、決議する。

平成27年9月25日、吉富町議会。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。横川議員。

○議員（５番 横川 清一君） ５番、横川です。同僚議員より、この暴力団排除に関する決議について、前々からお伺いしました。この決議があつてこそ、ここだと豊前署になります。豊前署の皆さんが精いっぱい活動ができるそうです。ぜひ、同僚議員の意思に沿って賛成していただけますよう、私からもお願いして賛成といたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ちょっと待ってください。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。花畑議員。

○議員（６番 花畑 明君） ただいま排除に関する決議文のとおりであります。警察や関係省庁と手を携えて、一丸となって議会も頑張っていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。あります。（「賛成討論」と呼ぶ者あり）是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） 賛成討論いたします。

吉富町議会としても、今、県警に応援して、全会一致でぜひとも可決したいと思ひます。ぜひともよろしくお願ひいたします。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（４番 梅津 義信君） 私も暴力に屈しない社会づくりの面から、この件については賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。（「みんな言おうや」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よつて、発議第５号暴力団排除に関する決議については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第１９．議会報告会の実施について

○議長（若山 征洋君） 日程第１９、議会報告会の実施についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○事務局長（奥邨 厚志君） 議会報告会の実施について。

以上であります。内容について、少しつけ加えたいと思います。この議会報告会の実施につきましては、昨年度実施したところですが、今年度も実施するに当たり、この議会の議決が必要となってまいります。

記としまして、まず目的として、議会の説明責任を果たすとともに、町民の方との対話を通じて信頼関係を築き、それぞれの地域が抱える課題などについて、町民の意見を聴取して議会活動に生かし、また議会運営の改善を図ることを目的としております。

それから、2、実施場所としまして、各自治会長と協議し決定した場所（吉富町内）ということです。

それから、3、期日につきまして、平成27年11月6日から同月27日までの間、自治会長会と協議し、決定した日程ということにしております。

それから、4番目、議員の派遣としまして、吉富町議会議員全員10人で出席するということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議会報告会の実施については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議会報告会の実施についての賛成討論を行います。

提出趣旨でもある議会の責任を果たし、町民の方との対話を通じて信頼関係を築き、また町民の意見を広く聴取した上で議会活動を行うことこそ、議会運営の改善を図りつつ、現在、議会が求められる議会改革の第一歩につながることを考え、賛成といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議員派遣の件

○議長（若山 征洋君） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、議題名、議員派遣の件です。

これにつきましても、少しつけ加えさせていただきたいと思います。本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第126条の規定により、次のとおり議員派遣をするということになっておりまして、議員派遣をする際には、それを議会の中で議決しておく必要がありますので、今回これを上程するものであります。

内容につきましては、先ほど議会報告会の実施について申し上げたとおりでありまして、議会報告会を実施する目的、実施場所、期日、議員の派遣については記載のとおりであります。よろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

日程第2 1. 吉富小学校芝生化調査特別委員会中間報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2 1、吉富小学校芝生化調査特別委員会中間報告を議題といたします。

吉富小学校芝生化調査特別委員会、山本委員長から中間報告をしたい旨の申し出があつております。

お諮りいたします。吉富小学校芝生化調査特別委員会委員長の申し出のとおり、中間報告を行うことにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議がございませんので、吉富小学校芝生化調査特別委員会、山本委員長に同委員会の中間報告をいたさせます。山本委員長。

○吉富小学校芝生化調査特別委員長（山本 定生君） 吉富小学校芝生化調査特別委員会の中間報告を行います。

去る9月4日決議し、設置した吉富小学校芝生化調査特別委員会の中間報告をいたします。

本特別委員会の目的は、小学校の芝生化寄附及び管理に対する調査となっておりますので、これにかかわる経過について御報告いたします。

会議では、①、寄附採納までの経緯、②、芝生化工事中の状況報告、③、芝生化後の管理などの計画、④、教育委員会での協議内容（寄附の受納の件について）、⑤、芝生化工事中の吉富小学校の行事の変更点などについて説明を求め、質疑を行いました。

説明では、①、寄附採納までの経緯について。昨年6月4日に寄附申請書がなされ、寄附の内容は、トラック内側の芝生化一式であった。その申し出を町経由で受領し、6月6日に教育委員長に寄附の申し出があつたことを報告して採納の相談をした。委員会としては採納すると決めた。委員長に報告のときは、学校にも申し出の内容を伝えて、受納後の管理などについて確認したところ、問題はないということだったので、その辺も踏まえて採納を決定した。6月11日、寄附採納決定通知書を教育委員長名にて寄附申し出者に直接交付をした。その後、生育の状態などがあり、現在、芝が定着したので、ことしの8月31日、教育委員会が受納しました。

等々、②から⑤までは、説明については若干省きますの説明があり、質疑では、①、寄附採納までの経緯について。寄附が6月4日に役場経由で教育長に入ってきたと。それを受けて、教育委員会に報告と委員会での協議をしたのですか。本会議場では、委員長に報告したという言い方をしたと思いますが、教育委員会の中で、こういう寄附採納がありますが、いかがでしょうかという投げかけをしたのですか。それとも、受けましょうかとか、議事録が何かありますでしょうか。芝生は吉富小学校にあって、それを剥がすわけにもいきませんが、そういった意味では前向きに考えないといけない部分があると思いますが、腑に落ちないことが多々あります。この経緯の中から、今後に引き出す教訓みたいなものを一致させないといけないと、私個人は抱いています。そういった立場から聞きたい。教育長は、町長が小学校の入学式の挨拶の中で、芝生化をされると言われた時点では御存じだったのですか。相談を受けられていたのですか。小学校の一定の場所の形状を変えるような寄附（今回の芝生のようなもの）というような校舎の横に部屋を寄附するようなことが、今まであったのでしょうか。

②の説明、芝生化工事中の状況報告。最初は井戸（矢頭精米所側）にポンプをつけてた水を使ったのですか。今もそれを散水に使っているのですか。水はそれで十分足りたのですか。水道は使わなかったのですか。冬芝を捌くのは、一年中、青みをつけるためですか。養生期間を設けていましたが、これからどうなんですか。1カ月とかはないんですか。

③、芝生化の管理などの計画について。目砂は生育が悪いときに捌くと思いますが、そのかわりに施肥をするのですか。目砂、液肥、冬芝の種とか、今後、費用はどのくらいかかる予定ですか。芝を寄附してもらったところから、今後とも指導はしてもらえるような約束はできているのでしょうか。

④、教育委員会での協議内容、寄附の受納の件についてですが、こちらについては、質疑は特にありませんでした。

⑤、芝生化工事中の吉富小学校の行事の変更点など。議会報告会の席で、子供たちのスポーツの指導者（野球関係の方）から、芝生では我々は野球の試合はさせないんだと。理由を聞いてみますと、中に異物があるのが発見しにくいのだというような話でした。何かあるときは異物を拾いながら気をつけてやるということと、異物を投げ込むようなことがあるかもしれない。そういうことに対する対策は考えていますか。昨年の8月末の受納の予定が定着しない。運動会までは部分的に、一時的に使えたと。休み時間などは使えないと。それ以降も中心部に関しては使えないまま今日まで至ったが、理由書の中に、6月27日の児童活動、ふれあい集会の場所を運動場から体育館に変更した1件のみとなっていますが、運動場が使えても中心部が使えないということで、体育の制限はなかったのですか。

等々の質疑があり、当委員会では経過を見守ることとして、今後は、小学校への現地踏査及び

次年度春の育成状況の確認などを継続して行うこと。必要に応じて委員より申し出があれば、特別委員会の開催を行うことといたしました。

以上で、吉富小学校芝生化調査特別委員会の中間報告を終わります。以上。

○議長（若山 征洋君） 吉富小学校芝生化調査特別委員会の中間報告が終わりました。

日程第22. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第22、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第3回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時10分閉会
